

# HACCP 支援法の改正概要

## <平成 25 年度改正>

### 1. 高度化基盤整備の支援対象化

HACCP 導入に必要な施設整備を金融支援（長期低利融資）の対象とする現行制度に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤の整備（高度化基盤整備※）のみに取り組む場合にも、新たに支援の対象とする。高度化基盤整備とは、一般的衛生管理に抜け漏れなく対応できる体制の整備・管理といった、HACCP の導入に至る前段階の衛生・品質管理を確保する上で基盤となる施設や体制の整備。

### 2. 法の有効期限の延長

1. のように、HACCP 導入に一気に取り組むのではなく、中小の食品事業者が経営実態に応じて段階を踏んだ取組を着実に進められるよう、本法の有効期限を 10 年間延長（平成 35 年 6 月末まで）した。

### 3. 輸出の促進の位置付けの明確化

HACCP 義務付け等の国際的動向を踏まえ、「国が定める基本方針は HACCP 導入が輸出促進に資することとなるよう配慮して定める」旨を法律上明記した。

## <平成 20 年度改正>

### 1. 法の適用期限の延長

食品の製造過程における HACCP の導入を引き続き促進するため、法の適用期限を 5 年間延長（平成 25 年 6 月末まで）した。

### 2. 農林漁業金融公庫の株式会社日本政策金融公庫への統合に伴う規程の整備

農林漁業金融公庫が平成 20 年 10 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、公庫の業務の特例に関する規定について所要の規定の整備を行った。（政策金融改革に伴い、平成 20 年 10 月以降、融資対象を中小企業が行う償還期限 10 年超の資金に限定）

### 3. 試験研究計画認定制度の廃止

指定認定機関（事業者団体）の試験研究計画認定制度を廃止した。

## <平成 15 年度改正>

### 1. 法の適用期限の延長

食品の安全性の確保や品質管理の徹底などに対する要請の高まりに応え、食品の製造過程での HACCP の導入を更に推進するため、法の適用期限を 5 年間延長した。

### 2. 事業者が作成する高度化計画の記載事項の充実

施設の整備だけではなく、高度化された製造過程の管理が実現されるよう促す観点から、HACCP の運用に関する事項を計画記載事項に追加した。

### 3. 指定認定機関が定める認定業務規定の公表

指定認定機関が行う高度化計画の認定等の手続きの透明性を確保するため、認定業務規定を官報公示することとした。